

住居確保給付金制度のご案内

住居確保給付金とは…

働くことができ、働く意欲もある離職者及び給与等が著しく減少した方で、住まいを失いそうな方を対象とします。

賃貸住宅等の家賃の一部または全額を給付する「再就職支援」制度です。（給付額に上限があります）

原則3ヵ月、支給します。

支給限度額 単身世帯：53,700円 2人世帯：64,000円 3人世帯：69,800円
過去の滞納分の支払い等には充てられません。

板橋区から直接大家さんや管理会社に支払われるものです。



住居確保給付金制度を利用できるのは以下の全ての条件に該当する方です。

- ◆板橋区にお住まいで、生活保護を受けていない方ですか。（はい/いいえ）
- ◆仕事を辞めてから二年以内の方、または給与等を得る機会が個人の責に帰すべき理由や都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方ですか。（はい/いいえ）
- ◆家賃や生活費、光熱費などを自分で稼いだお金で払っている（いた）方ですか。（はい/いいえ）
- ◆以下のように月々の収入要件基準や資産要件基準があります。世帯でそれを下回る基準の方ですか。（はい/いいえ）

収入要件

例) 単身世帯：84,000円に家賃額（53,700円が上限）を加算した額以下

2人世帯：130,000円に家賃額（64,000円が上限）を加算した額以下

3人世帯：172,000円に家賃額（69,800円が上限）を加算した額以下

※上記以外の世帯の場合の収入基準については、お問い合わせください。

- ◆類似の雇用対策の給付等を受けていない方ですか。（はい/いいえ）
どのような制度・給付が該当するのかご不明な方は、下記の相談先にてご説明します。
 - ◆この制度を利用するのは今回が初めてですか。（はい/いいえ）
- ※全てが はいの方は住居確保給付金の受給資格を満たす可能性がありますので、下記の相談先にご相談ください。

相談先

いたばし生活仕事サポートセンター

住所〒173-0015 板橋区栄町36-1板橋区立グリーンホール4階

電話03（6912）4591